

烏山地域オウム真理教対策住民協議会が催す

第2回

# リサイクラー

新品  
いっぱい

# バザー

売り切れ次第閉店します。

## 4月12日(土) 10時~

烏山区民センター広場(雨天決行)

### 掘り出し物いっぱい

- 石けん
  - 乾物類
  - 陶器、ガラス製品
  - ブラウス
  - セーター
  - ジャケット
  - シャツ
  - 子供服
  - アクセサリー
  - おもちゃ・ぬいぐるみ
  - 時計・ポット
  - ハンドバック
  - シーツ
  - タオル
  - その他商品
- 多数あります

※衣類は新品か、クリーニング済みの提供をお願いします。

### 下記場所へ物品をお願いします

1回目 3月21日(金)

AM10:00~12:00

烏山総合支所 1階 会議室

3回目 4月3日(木)

AM10:00~12:00

烏山総合支所 1階 会議室

2回目 3月26日(水)

PM5:00~8:00

烏山区民センター 3階 集会室

4回目 4月11日(金)

AM10:00~5:00

烏山区民センター 3階 集会室

●お問い合わせ:  
03(3326)6134

●物品は、住民協議会  
の方に直接渡してい  
ただいても結構です。



烏山地域オウム  
真理教(現アレフ)  
対策住民協議会

住民協議会の

## リサイクル バザー

に物品提供をお願いします

### 「観察処分」て「なに」

オウム真理教は1989年に「教団  
に入信している子どもを救いたい」と  
訴える親たちの相談にのり、解決に奔  
走していた坂本弁護士親子3名を、殺  
害しました。この事件を皮切りに、教  
団内の粛正のための殺人をはじめ、猛  
毒サリンを使用した、松本・地下鉄両  
サリン事件を引き起こすなど、エスカ  
レートしていきました。当時、日本中  
を震撼させたサリン事件は国家壊滅を  
目的としたテロ行為そのもので、「日本  
の犯罪史上最も凶悪な事件」と恐れら  
れました。

1995年、上記の他すべての事件  
で首謀者だった元教祖、麻原彰晃(本  
名松本智津夫 死刑確定)をはじめ実行  
犯18名が逮捕されました。

オウム真理教に再び同様な事件を起  
こさせないことを目的として1999  
年「無差別大量殺人行為を行った団体  
の規制に関する法律」(団体規制法)が  
施行されました。この法律の第2章第  
5条に「公安審査委員会はその団体の  
役員又は構成員が、当該団体の活動  
として、無差別大量殺人行為を行った  
団体が、次の各号に掲げる事項のいず  
れかに該当し、その活動状況を継続し  
て明らかにする必要があると認められ  
る場合には、当該団体に対して、3年  
を超えない期間を定めて、公安調査庁

長官の観察に付する処分を行うことが  
できる」という「難解」な文章があり  
ます。これがいわゆる「観察処分」の  
条文です。簡単にいえば「以前のよう  
な危険な事件を引き起こす可能性があ  
れば、3年間は教団を検査し厳重に監  
視する」というルールです。

烏山施設でも過去に何回か、オウム  
真理教(アレフ・ひかりの輪)の活  
動、信者の動向、経理などを、公安調  
査庁の調査官が立入検査をおこなっ  
てきました。現在、ある程度平穏が保た  
れているのもこの法律のお陰です。と  
ころが来年の1月末日で3回目の「観  
察処分」の期間満了になります。過去  
2回は多くの区民のみなさまの協力  
で、35,000名と40,000名の  
署名を集めることができ、公安調査庁  
に提出することができました。この署  
名がひとつの決め手になり、公安審査  
委員会に「住民がオウム真理教に対  
して危険を感じている」と評価させるこ  
とができ「観察処分」期間更新の大き  
な力になりました。

今回、住民協議会は4月の「リサイ  
クルバザー」会場を手始めとして、署  
名活動を開始します。署名期間は9月  
中旬を目途にしています。区民のみな  
さまの協力をいただき、必ず3回目の  
「観察処分」期間更新ができるよう頑  
張ります。

## オウム真理教対策で自民党に対し3団体が合同で要請行動

2月25日(月)衆議院議員会館に於いて、自民党オウム真理教対策プロジェクトチームに対して「オウム真理教への活動規制」についての要請行動をおこないました。これには烏山地域とも交流がある、滋賀県湖南市オウム対策委員会釣田正紘委員長、石川県から金沢オウム真理教対策協議会小野時次副会長、東良勝事務局長、烏山地域オウム真理教対策住民協議会からは、海老澤一良会長はじめ、世田谷区を含め16名が参加しました。

自民党から出席の国会議員は越智隆雄議員、馳浩議員、岩永峯一議員、プロジェクトチームの座長 早川忠孝議員ら8名、国からは法務省、公安調査庁、警察庁5名が出席しました。要請文を読み上げ、住民生活の安心・安全を取り戻してもらいたいとオウム真理教の危険な実態を訴えました。「サリン被害者への破産特措法」の終結により、オウム真理教が、以前のような危険な団体に後戻りすることのない対策を立てることなどについての意見交換をおこない

ました。最後に、馳議員から「団体規制法」「観察処分」の内容強化、脱会信者の受け入れ、社会復帰などの話があり約2時間に及んだ要請行動を終了しました。

当日はオウム真理教に対し反対運動を展開する滋賀県・石川県の2団体と当住民協議会が初めて合同で要請行動を行いました。要請に先立ち会議を開き、これまでの活動内容、今後の活動方針等を話し合いました。決定事項は下記の通りです。

1. 「団体規制法」「観察処分」等の署名活動を3団体が統一した形で行い、合同で関係省庁に要請に行く。
2. 情報交換を行い、お互いの活動等に参加する。



## オウム被害による救済案が後退 オウム野放しの可能性

オウム真理教による1994年松本、1995年地下鉄両サリン事件発生から13年が経過しようとしています。1999年(平成11年)に施行されたサリン事件被害者救済法「特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別経過措置法」は今年3月26日で終了します。しかし、終了によって問題が解決した訳ではなく、私達にとっては重要な問題が残ることになりました。オウム真理教をこれまでのように規制できるか、野放しの状態になってしまうかの重大な局面です。オウム真理教が債務者として、サリン被害者へ支払を約束した金額は38億円でしたが、12年間で13億円の支払いで25億円の未払いがあります。この25億円の残額などをめぐり、現在国会で論議されています。

自民党案は当初、サリン被害者に25億円の支給と聞いていましたが「一般の犯罪被害者との均衡」「厳しい財政状況」などを理由に、数億円(2~3億円)にトーンダウンしました。求償(残額をサリン被害者に支給した後、国がオウム真理教から回収すること)についても、法的に問題があるとして消極的です。この法案の為に自民党がプロジェクトチームを作った真意はなんだったのでしょうか。オウム真理教による両サリン事件で、罪もない国民がテロ行為により、国の身代わりとなって犠牲になりました。(松本・死亡

7名、負傷約200名、地下鉄・死亡12名、負傷約5,500名)しかし、オウム真理教はもっと恐ろしい事を準備していたのです。70トンのサリンを製造し日本上空から散布する計画で、その為のヘリコプターまで購入していました。この計画が実行されていけば、日本はほぼ全滅していたと言われる計画です。まさに日本壊滅をねらったテロ行為です。そのような団体の残党が、今でも公然と日本の中心地で活動しているのが現実です。

オウム真理教を財政の面からも規制するには、

- 1、サリン事件は米国の9.11テロと同様、国に対するテロ行為であり、国が残額の25億円をサリン被害者に支給すること。(米国では犠牲者1人に1億9千万円が支払われました)
- 2、サリン被害者へ支給する25億円を、何年かかろうが国が責任をもち、オウム真理教から取り立てること。

上記の内容が必要です。

住民協議会は、オウム真理教と8年に及ぶ闘いをしてきましたが、今回の事態は、これまでの活動の積み重ねが、根底から崩されかねない問題です。みなさまに内容を理解して頂き、これからの住民協議会の活動にご支援ご協力をお願いします。

## 住民協議会活動報告

2月20日(水) 実行委員会  
2月25日(月) オウム真理教対策で自民党へ要請行動  
3月3日(月) 「協議会ニュース73号」初校正

3月5日(水) 事務局会議  
3月10日(月) 「協議会ニュース73号」再校正  
3月16日(日) 新樹苑餅つき大会で募金活動  
3月17日(月) 「協議会ニュース73号」発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。